

税理士による無料申告相談 中止のお知らせ

「令和2年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告における税理士による無料申告相談」につきましては、今般の新型コロナウイルス感染が拡大していることなどを踏まえ、下記のとおり全ての会場において申告相談を中止することといたしました。

来場を予定されていた方には、ご迷惑をおかけいたしますが、何卒、ご理解いただきますようお願いいたします。

なお、確定申告は自宅等からe-Taxによる申告も可能ですので是非ともご利用ください。

中止

2月2日(火)湯河原町役場、箱根町役場/2月3日(水)～2月4日(木)小田原市川東タウンセンターマロニエ/2月5日(金)松田町民文化センター、山北町立生涯学習センター/2月8日(月)真鶴町民センター、中井町役場/2月9日(火)～2月10日(水)南足柄市役所/2月12日(金)大井町生涯学習センター、開成町民センター

小田原税務署 申告書作成会場について

年金受給者や給与所得者の還付申告については、下記開設期間にかかわらず1月25日(月)から小田原税務署で相談をお受けしています。

開設期間

2月16日(火)～3月15日(月)

※土、日及び祝日を除く。

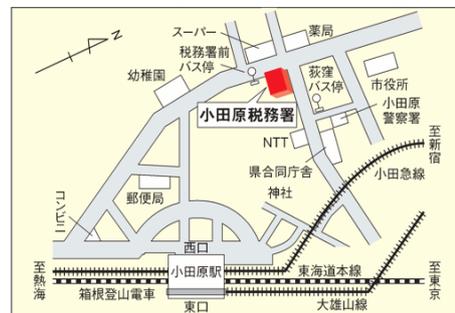
ただし、2月21日(日)及び28日(日)は開場します。

- 会場への入場には、「入場整理券」が必要です。
入場整理券は、当日、会場で配付するほか、LINEアプリで国税庁LINE公式アカウントを「友だち追加」していただくことで事前に日時指定の入場整理券を入手することが可能です。
- 入場整理券の配付状況に応じて、早めに受付を締め切る場合があります。

会場

小田原税務署

(小田原市荻窪440番地)



来場される方へのお願い

- ご来場の際は、マスクを着用の上、入口等でアルコール消毒液による手指の消毒にご協力いただくようお願いいたします。
- ご来場の際は、できる限り少人数でお越しください。
- 入場の際に検温を実施しており、37.5度以上の発熱が認められる場合は、入場をお断りさせていただきます。なお、発熱等の症状のある方や体調のすぐれない方は、無理せず来場を控えていただくようお願いいたします。



小田原税務署 TEL 0465 (35) 4511(代表)